

## 【資料1】

### 2023年度以降の理事会運営に関する申し合わせ

2023.3. 4 新理事会

当連盟は、これまでの理事会で確認されている通り、2023年度中に任意団体から一般社団法人へ移行する予定であり、現在その準備を進めている。

その際には、現体制では会長・理事長体制で、実質的な運営を理事長が担う形となっているが、一般社団法人へ移行したのちは、通例、会長は代表理事となり法人の責任者となること、そのもとで実務一切を取り仕切る専務理事を置き、実務上の運営にあたる形となる。今期中に一般社団法人化することを念頭に、2023年度当初の当連盟の運営方式を次のとおりとし、スムーズな法人化へつなげることとする。

1. 会長は、当連盟の責任者として、理事会運営等に関われる方を選出する。理事長は、法人化後は専務理事となり、実務一切を取り仕切る方を選出する。
2. 理事会運営は、慣例として理事長が議長を務めてきたが、2023年度以降は、会長が議長となる。なお、常任理事会は、理事長（法人化後は専務理事）を議長とする。
3. 理事会の運営は、現規約に基づく。ただし、法人化後を見据えて、会長、副会長は理事のなかから選任する。
4. 2022年度まで会長を務められた水野氏に対しては、その功労を踏まえて名誉会長として遇することとする。

(以上)